

熊本県地域公共交通協議会規約

(目的)

第1条 熊本県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）第6条第1項の規定に基づき、熊本県地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施等に関する協議を行うとともに、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくりその他生活交通について協議を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 計画の実施状況に係る調査、分析及び評価に関すること。
- (4) 具体的な乗合バス路線に係る生活交通の確保に関すること。
- (5) 生活交通確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第4条 協議会の委員は、別表1に掲げる者とする。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には会長1名、副会長若干名を置く。

- 2 会長は、熊本県企画振興部交通政策・統計局長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、自ら会議に出席できない場合は、あらかじめ届け出た代理の者を出席させ

ることができる。この場合において、代理者をもって当該委員の出席とみなす。

- 4 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

第7条 協議会は、会長が認め、次に掲げる事由に該当する場合は、書面による決議を行うことができる。

- (1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない場合。
- (2) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている場合。
- (3) その他、特別な事情があると認められる場合。

2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の協議会において、その内容を報告しなければならない。

(地域ブロック部会の設置)

第8条 協議会には、第3条各号に掲げる事項に関して、地域の実情に応じた協議等を行うため、11の地域ブロック部会を設置する。

(地域ブロック部会の委員)

第9条 各地域ブロック部会の委員は、別表2に掲げる者とする。

2 地域ブロック部会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(地域ブロック部会長及び部会長代理)

第10条 各地域ブロック部会には部会長1名、部会長代理1名を置く。

- 2 部会長は、熊本県企画振興部交通政策・統計局交通政策課長をもって充てる。
- 3 部会長は地域ブロック部会を代表し、その会務を総理する。
- 4 部会長代理は、地域ブロック部会の委員の中から部会長が指名する。
- 5 部会長代理は、部会長を補佐して地域ブロック部会の業務を掌理し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長の職務を代理する。

(地域ブロック部会の会議等)

第11条 第6条及び第7条の規定は、地域ブロック部会の会議等に準用する。この場合において、第6条及び第7条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

2 地域ブロック部会における決議事項は協議会に報告することとし、協議会は、その

報告を尊重しなければならない。

- 3 地域ブロック部会は、必要に応じて複数の部会の会議を合同で開催することができるものとする。
- 4 第3条第4号に係る本協議会の決定は、地域ブロック部会で審議するものとし、地域ブロック部会で審議した時点を本協議会で審議した時点とみなすものとする。
- 5 第3条第5号の計画の変更に関しては、地域ブロック部会で審議するものとし、地域ブロック部会で審議した時点を本協議会で審議した時点とみなすものとする。ただし、地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成23年4月1日国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号及び国空環第5号）2（1）②アに規定する軽微な変更については、審議を要しないものとする。
- 6 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号）第7条第2項における書類の変更に関しては、地域ブロック部会で審議するものとし、地域ブロック部会で審議した時点を本協議会で審議した時点とみなすものとする。ただし、地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成23年4月1日国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号及び国空環第5号）2（1）②アに規定する軽微な変更については、審議を要しないものとする。

（協議結果の尊重義務）

- 第12条 協議会で協議が整った事項については、協議会及び地域ブロック部会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

（事務局）

- 第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、熊本県企画振興部交通政策・統計局交通政策課に置く。
 - 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

- 第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（監査）

- 第15条 協議会に監査委員を2人置く。
- 2 監査委員は、委員のうちから選任する。
 - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

- 第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に

定める。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会及び地域ブロック部会の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年10月25日から施行し、令和3年3月25日から適用する。

附 則

この規約は、令和4年5月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和5年2月20日から施行し、令和5年2月20日から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

国・市町村	1	九州運輸局	
	2	九州運輸局熊本運輸支局	
	3	熊本地域ブロック部会 (熊本市)	部会長代理
	4	宇城地域ブロック部会 (宇城市)	部会長代理
	5	玉名地域ブロック部会 (玉名市)	部会長代理
	6	鹿本地域ブロック部会 (山鹿市)	部会長代理
	7	菊池地域ブロック部会 (菊池市)	部会長代理
	8	阿蘇地域ブロック部会 (阿蘇市)	部会長代理
	9	上益城地域ブロック部会 (山都町)	部会長代理
	10	八代地域ブロック部会 (八代市)	部会長代理
	11	水俣・芦北地域ブロック部会 (水俣市)	部会長代理
	12	球磨地域ブロック部会 (人吉市)	部会長代理
	13	天草地域ブロック部会 (天草市)	部会長代理
関係公共交通事業者等	14	九州旅客鉄道株式会社熊本支社	
	15	肥薩おれんじ鉄道株式会社	
	16	くま川鉄道株式会社	
	17	南阿蘇鉄道株式会社	
	18	熊本電気鉄道株式会社	
	19	熊本市交通局	
	20	九州産交バス株式会社	
	21	産交バス株式会社	
	22	熊本電気鉄道株式会社	
	23	熊本バス株式会社	
	24	熊本都市バス株式会社	
	25	熊本都市バス株式会社共同経営推進室	
	26	一般社団法人熊本県バス協会	
	27	一般社団法人熊本県タクシー協会	
関係道路管理者	28	熊本河川国道事務所	
	29	熊本県土木部道路都市局道路保全課	
関係公安委員会	30	熊本県警察本部交通部交通規制課	
地域公共交通の利用者	31	公益社団法人熊本県老人クラブ連合会	
	32	熊本県PTA連合会	
学識経験者	33	学識経験者	副会長
その他の作成主体が必要と認める者	34	公益社団法人熊本県観光連盟	
	35	社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会	
熊本県	36	企画振興部交通政策・統計局	会長

別表2（第9条関係）

地域ブロック 部会	市町村	関係交通事業者等(別表1の番号に対応)														国	熊本県	
		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27			
熊本	熊本市	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		九州運輸局 熊本運輸支局	企画振興部 交通政策・統計局 交通政策課
宇城	宇城市、宇土市、美里町	○						○	○		○		○	○	○			
玉名	玉名市、荒尾市、玉東町、 和水町、南関町、長洲町、	○							○				○	○	○			
鹿本	山鹿市							○	○				○	○	○			
菊池	菊池市、合志市、大津町、 菊陽町	○				○		○	○	○			○	○	○			
阿蘇	阿蘇市、南小国町、小国町、 産山村、高森町、南阿蘇村、 西原村	○				○			○	○				○	○			
上益城	山都町、御船町、嘉島町、 益城町、甲佐町								○	○		○		○	○			
八代	八代市、氷川町	○	○						○	○				○	○			
水俣・芦北	水俣市、芦北町、津奈木町	○	○						○					○	○			
球磨	人吉市、錦町、あさぎり町、 多良木町、湯前町、水上村、 相良村、五木村、山江村、 球磨村、	○		○					○	○				○	○			
天草	天草市、上天草市、苓北町								○					○	○			